

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学企画委員会規程 (平成16年達示第64号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 将来構想担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) <u>企画部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 3～8名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学財務委員会規程 (平成16年達示第66号)</p> <p>(前略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>財務部財務課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事</p> <p>(2) 副学長(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 研究科長(<u>地球環境学堂長を含む。</u>)</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。<u>以下第7条第3項において同じ。</u>)の長</p> <p>(6)～(8) } (略)</p> <p>2 } (中略)</p> <p>第7条 委員会に、点検・評価実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 } (同左)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) <u>企画調査・評価部長</u></p> <p>(5) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画調査・評価部企画課</u>において処理する。</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>財務部財務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6)～(8) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>第7条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研究科(地球環境学堂を含む。)、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに高等教育研究開発推進機構長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (略)</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学広報委員会規程 (平成9年達示第35号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授又は助教 各1名</p> <p>(3) 研究所の教授又は助教 各1名</p> <p>(4) センターの教授又は助教 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学情報公開・個人情報保護委員会規程 (平成12年達示第14号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 法務担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授又は助教 各1名</p>	<p>3 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研究科、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに高等教育研究開発推進機構長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画調査・評価部企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研究科の教授又は助教 各1名</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) <u>秘書・広報室長</u></p> <p>(7) <u>秘書・広報室長</u></p> <p>2 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>秘書・広報室</u>において処理する。</p> <p>第1条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研究科の教授又は助教 各1名</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) 研究所及びセンターの教授又は助教授 若干名 (4) 総務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (中略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び広報課において処理する。 (後略)</p> <p>京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(人権委員会)</p> <p>第1条 (略) (構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 人権を担当する理事(以下「担当理事」という。) (2) 各研究科(地球環境学堂を含む。第9条において同じ)の教授又は助教授 1名 (3)～(7) (略)</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (中略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに教育研究推進本部、経営企画本部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p>	<p>(3) } (同左) (4) } (5) 秘書・広報室長 (6) (同左)</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、秘書・広報室及び総務部総務課において処理する。</p> <p>(人権委員会)</p> <p>第1条 } (構成) } 第2条 } (同左) (1) } (2) 各研究科の教授又は助教授 1名 (3)～(7) } 2 } (同左) 3 }</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。))宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 } (略) 3 }</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学環境・安全・衛生委員会規程 (平成16年達示第67号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 人事部長、施設・環境部長、学生部長及び研究・国際部長</p> <p>(8) } (略) 2 } 3 }</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学学生部委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各研究科(地球環境学堂を含む。)ごとに教授のうちから研究科長(地球環境学堂にあつては地球環境学舎長)の推薦した者 1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授 若干名</p> <p>2 必要があるときは、臨時に、前項第2号の委員の数を増加することができる。</p> <p>3 第1項第2号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>という。)を置く。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(本部の事務組織にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>第3条 } (同 左) (1)～(6) }</p> <p>(7) 人事部長、施設・環境部長、学生部長及び研究推進部長</p> <p>(8) } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>第1条 } (同 左) 第2条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 各研究科ごとに教授のうちから研究科長の推薦した者1名</p> <p>(3) } (同 左) 2 } 3 } 4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。  厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。）  各研究科（地球環境学舎を含む。）の長  担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。  （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学保健衛生委員会規程  （昭和49年達示第21号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。  (1) (略)  (2) 各研究科（地球環境学舎を含む。）の長  (3)～(7) } (略)  2 }  3 }  4 }  （中 略）</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、学生部<u>厚生課</u>において処理する。  （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学入学試験委員会規程  （平成17年達示第90号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第10条 委員会に関する事務は、学生部<u>入試課</u>において処理する。  （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学核燃料物質管理委員会規程  （平成4年達示第19号）</p> <p>（前 略）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。  (1) } (略)  (2) }  (3) 財務部長、施設・環境部長及び<u>研究・国際部長</u>  2 (略)  （中 略）</p> <p>第7条 委員会に関する事務は、<u>研究・国際部研究協力課</u>において処理する。  （後 略）</p>	<p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。  厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。）  各研究科長  担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。</p> <p>第3条 } (同 左)  (1) }  (2) 各研究科長  (3)～(7) } (同 左)  2 }  3 }  4 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、学生部<u>学生課</u>において処理する。</p> <p>第10条 委員会に関する事務は、学生部<u>入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)  (1) }  (2) }  (3) 財務部長、施設・環境部長及び<u>研究推進部長</u>  2 (同 左)</p> <p>第7条 委員会に関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授又は助教授 各1名</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 学生部長及び研究・国際部長</p> <p>(7) 研究・国際部留学生課長</p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (中略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>研究・国際部留学生課</u>において処理する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学工学部の組織に関する規程 (平成16年達示第30号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(学部長)</p> <p>第2条 工学部に、学部長を置く。</p> <p>2 学部長は、工学部を兼担する本学大学院の研究科長及び地球環境学堂長(第4項において「<u>研究科長</u>」という。)のうちから教授会において選出する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学部長は、研究科長でなくなったときは、その資格を失う。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流センター規程 (平成16年達示第51号)</p> <p>(前略)</p> <p>第5条 国際交流センターの事務は、<u>研究・国際部留学生課</u>において処理する。 (後略)</p>	<p>第1条 } 第2条 } (同左)</p> <p>(1) } (2) }</p> <p>(3) 研究科の教授又は助教授 各1名</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 学生部長及び国際部長</p> <p>(7) <u>国際部留学生課長</u></p> <p>2 } 3 } (同左)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>国際部留学生課</u>において処理する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (学部長) } (同左)</p> <p>第2条 }</p> <p>2 学部長は、工学部を兼担する本学大学院の研究科長のうちから教授会において選出する。</p> <p>3 } 4 } (同左)</p> <p>5~8 }</p> <p>(前略)</p> <p>第5条 国際交流センターの事務は、<u>国際部留学生課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における全学共通教育の実施に関する規程 (平成15年達示第1号)</p> <p>(前 略) (全学共通教育全体の枠組)</p> <p>第4条 京都大学は、教養教育における高度一般教育の理念に基づき、前2条に定める全学共通教育の目的及び実施方針に則り全学共通教育を遂行するため、高等教育研究開発推進機構を設置し、高等教育研究開発推進機構を中心とした全学的立場に基づき全学共通教育を実施する。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 } 5 }</p> <p>6 各研究科(地球環境学堂を含み、人間・環境学研究科及び理学研究科を除く。)は、全学共通教育の実施協力部局として、全学共通教育の目的及び実施方針に沿った当該部局の教育研究分野に係る科目の提供を行う。</p> <p>7 前四項に定める以外の部局は、当該部局の研究分野に係る科目の提供を行う。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (略) (2) } (3) }</p> <p>(4) 各研究科(地球環境学堂を含む。)の長</p> <p>(5) } (6) } (略)</p> <p>2 } 3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学環境安全保健機構規程 (平成17年達示第6号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 施設・環境部安全衛生管理室長</p> <p>(7) 各センターの教授のうち機構長が必要と認められた者 若干名</p> <p>(8) その他機構長が必要と認められた者 若干名</p>	<p style="text-align: center;">(全学共通教育全体の枠組)</p> <p>第4条 } 2 } (同 左) 3 } 4 } 5 }</p> <p>6 各研究科(人間・環境学研究科及び理学研究科を除く。)は、全学共通教育の実施協力部局として、全学共通教育の目的及び実施方針に沿った当該部局の教育研究分野に係る科目の提供を行う。</p> <p>7 } 第5条 } 第6条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>(4) 各研究科長</p> <p>(5) } (6) } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)~(5)</p> <p>(6) 各センターの教授のうち機構長が必要と認められた者 若干名</p> <p>(7) その他機構長が必要と認められた者 若干名</p>

改正前	改正後
<p>2 前項第4号、<u>第7号及び第8号</u>の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号、<u>第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における産学官連携活動の推進及び支援に関する規程 (平成17年達示第9号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略) (産学官連携活動の目的)</p> <p>第2条 本学における産学官連携活動は、部局(各研究科(地球環境学堂を含む。))各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)における先進的研究を基礎にして、産業界又は官公庁との共同研究等を積極的に実施し、知的財産権の取得、管理及び活用並びにベンチャーの育成及び起業支援等の業務を総合的かつ機能的に実施していくことにより、知的創造サイクルを確立することを目的とする。 (中略)</p> <p>第17条 機構に関する事務は、<u>研究・国際部</u>において行う。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号)</p> <p>第1条 } (略) 第2条 }</p> <p>2 研究・国際部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 (略) (中略)</p> <p>第5条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 国際交流担当の理事 (2) 機構長 (3) 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授又は助教授 各1名</p>	<p>2 前項第4号、<u>第6号及び第7号</u>の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号、<u>第6号及び第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (同左) (産学官連携活動の目的)</p> <p>第2条 本学における産学官連携活動は、部局(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)における先進的研究を基礎にして、産業界又は官公庁との共同研究等を積極的に実施し、知的財産権の取得、管理及び活用並びにベンチャーの育成及び起業支援等の業務を総合的かつ機能的に実施していくことにより、知的創造サイクルを確立することを目的とする。</p> <p>第17条 機構に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p> <p>第1条 } (同左) 第2条 }</p> <p>2 国際部は、機構において前項各号に掲げる業務の実施に当たる。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第5条 } (同左) (1) } (2) } (3) 研究科の教授又は助教授 各1名</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>研究・国際部長</u></p> <p>(9) <u>研究・国際部国際交流課長及び研究・国際部留学生課長</u></p> <p>(10) その他機構長が必要と認めた教授又は助教授 若干名</p> <p>2 前項第3号から第5号まで及び第10号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号から第5号まで及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (中略)</p> <p>第13条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>学生部長及び研究・国際部長</u></p> <p>(7) <u>研究・国際部国際交流課長及び研究・国際部留学生課長</u></p> <p>(8) } (略)</p> <p>2 } 3 } 第14条 } (機構に関する事務)</p> <p>第15条 機構に関する事務は、<u>研究・国際部</u>において行う。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における全学の図書館機能に関する 規程 (平成17年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第8条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 各研究科(<u>地球環境学堂を含む。</u>)の長又は教授 各1名</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>2 前項第5号から第9号まで及び第11号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第5号から第9号までの協議員(第7号にあっては総長が指名するセンターの協議員)は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき行うものとする。</p> <p>3 第1項第5号から第8号までの協議員の任期は2年、第11号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後略)</p>	<p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>国際部長</u></p> <p>(9) <u>国際部国際交流課長及び国際部留学生課長</u></p> <p>(10) その他機構長が必要と認めた教授又は助教授 若干名</p> <p>2 } 3 } (同左)</p> <p>第13条 } (同左)</p> <p>(1)～(5) } (6) <u>学生部長及び国際部長</u> (7) <u>国際部国際交流課長及び国際部留学生課長</u></p> <p>(8) } 2 } 3 } (同左)</p> <p>第14条 } (機構に関する事務)</p> <p>第15条 機構に関する事務は、<u>国際部</u>において行う。</p> <p>第8条 } (同左)</p> <p>(1)～(4) } (5) 各研究科の長又は教授 各1名</p> <p>(6)～(11) } 2 } 3 } (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学カウンセリングセンター規程 (平成16年達示第58号)</p>	
<p>第1条 (略) (業務)</p> <p>第2条 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。 (1)～(4) (略) (5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応 (6) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会、<u>教育研究推進本部、経営企画本部</u>又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(中 略) (管理運営委員会)</p> <p>第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長の指名する理事 (2) 研究科(地球環境学堂を含む。)の教授 各1名 (3)～(7) (略)</p> <p>3 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合体育館規程 (昭和47年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>学生部学生課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第1条 (業務)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) }</p> <p>(5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応 (6) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会、<u>本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)</u>又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリングセンターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長の指名する理事 (2) 研究科の教授 各1名 (3)～(7) }</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第18条 会館に関する事務は、<u>研究・国際部国際交流課及び留学生課</u>において処理する。 (後略)</p> <p>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に定めるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。第22条において同じ。)、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)及び医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第2条の2 (略) (開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口<sup>1</sup>に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>総務部広報課</u>に置く。 (後略)</p> <p>京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p> <p>(前略) (保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、地球環境学堂、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)<sup>2</sup>又は教育研究推進本部若しくは経営企画本部の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期大学部<sup>3</sup>にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p>	<p>第18条 会館に関する事務は、<u>国際交流サービスオフィス</u>において処理する。</p> <p>第1条 } 第2条 } (同左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)<sup>2</sup>及び医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第2条の2 (同左) (開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口<sup>1</sup>に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>秘書・広報室</u>に置く。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)<sup>2</sup>又は本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)<sup>3</sup>の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期</p>

改正前	改正後
<p>2 (略) (中略) (開示請求)</p> <p>第20条 法第12条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部広報課</u>に置く。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、医学部附属病院(以下「病院」という。)に、病院において管理する診療情報(保有個人情報のうち、診療を目的として医療従事者が作成したものをいう。以下同じ。)に係る請求の処理を行うため、診療情報開示窓口を置く。 (後略)</p> <p>京都大学における法人文書の管理に関する規程 (平成12年達示第12号)</p> <p>(前略) (文書管理者)</p> <p>第12条 研究科(地球環境学堂を含む。) 附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は教育研究推進本部若しくは経営企画本部の課、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に文書管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 (略) (後略)</p>	<p>大学部にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(開示請求)</p> <p>第20条 } (同左)</p> <p>2 } 3 第1項に定める開示窓口は、<u>秘書・広報室</u>に置く。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(文書管理者)</p> <p>第12条 研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に文書管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(趣旨) 第1条 } (定義) } 第2条 } (略) 2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。)までに定める施設等をいう。)並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第3条 (略) 第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>内部監査室</u>に、通報窓口を置く。 2 通報窓口職員を置き、<u>内部監査室</u>の職員をもって充てる。 (中略) 第7条 } (略) 2 }</p> <p>3 担当理事は、前項に規定する調査を、<u>教育研究推進本部又は経営企画本部</u>の職員に行わせるものとする。</p> <p style="text-align: center;">京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(5) (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 } (定義) } 第2条 } (同左) 2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「<u>組織規程</u>」という。)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。)並びに<u>本部の事務組織</u>(<u>組織規程</u>第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。)の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第3条 (同左) 第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>監査室</u>に、通報窓口を置く。 2 通報窓口職員を置き、<u>監査室</u>の職員をもって充てる。</p> <p>第7条 } (同左) 2 }</p> <p>3 担当理事は、前項に規定する調査を、<u>本部の事務組織</u>の職員に行わせるものとする。</p> <p>(目的) 第1条 } (定義) } 第2条 } (同左) (1)~(5) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) 部局 各研究科(地球環境学堂を含む。)各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部、経営企画本部及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部</u>をいう。</p> <p>(7) } (略) (8) } (中略) (部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(教育研究推進本部及び経営企画本部)にあっては、<u>総務担当の理事</u>)をもって充てる。</p> <p>2 (略) (後略)</p> <p>厚生補導担当の副学長の職務を定める規程 (平成10年達示第19号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し<u>教育研究推進本部職員</u>を指揮監督するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科(地球環境学堂を含む。)各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部、経営企画本部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部</u>(以下「部局」</p>	<p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに<u>本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。)</u>及び宇治地区事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) } (同左) (8) }</p> <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長(<u>本部の事務組織</u>にあっては、総務担当の理事)をもって充てる。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し<u>本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)</u>の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。))第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに<u>本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)</u>宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期</p>

改 正 前	改 正 後
<p>という。)の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>大学部(以下「部局」という。)の長(本部の事務組織にあっては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあっては部長。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>
<p>京都大学教員定年規程 (昭和25年達示第9号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第3条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。</p>	<p>第3条 (同 左)</p>
<p>2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部、大学院エネルギー科学研究科、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科、大学院情報学研究科、大学院生命科学研究科又は大学院地球環境学堂在職教授4分の3以上が出席した教授会において、その4分の3以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 前項の場合における教授会の議決は、当該学部又は研究科在職教授4分の3以上が出席した教授会において、その4分の3以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師をさらに任用する場合も、同様とする。</p>
<p>京都大学学位規程 (昭和32年達示第1号)</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (同 左)</p>
<p>第2条 本学大学院の課程(京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。))第53条の2の専門職学位課程を除く。)の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長(地球環境学舎にあっては学舎長。以下同じ。)に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。</p>	<p>第2条 本学大学院の課程(京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。))第53条の2の専門職学位課程を除く。)の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験(以下この条において「論文の調査等」という。)を行わせる。</p>	<p>第6条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)以外の教員は、1名以内に限るものとする。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学ティーチング・アシスタント実施規程 (平成4年達示第28号)</p> <p>(前 略) (募集及び選考)</p> <p>第4条 ティーチング・アシスタントの募集及び選考は、各研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)が定める選考基準に従い、各研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)ごとに行う。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">学生懲戒手続規程 (昭和27年達示第22号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) 総長の指名する副学長</p> <p>(2) 各研究科(地球環境学舎を含む。)の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">学生補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 学生部長、学生課長及び厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>(募集及び選考)</p> <p>第4条 ティーチング・アシスタントの募集及び選考は、各研究科長が定める選考基準に従い、各研究科ごとに行う。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 各研究科の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p> <p>第4条 学生部長、学生課長及び学生センター長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学補導委員規程 (昭和24年達示第19号)</p> <p>第1条 各研究科(地球環境学舎を含む。次条において同じ。)に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科の教授、助教授又は講師(常勤)のうちから研究科長(地球環境学舎にあつては学舎長。次条において同じ。)の委嘱した者 若干名</p> <p>第3条 補導委員は、研究科長を助け一般教員の協力の下に学生補導の衝に当たる。 (後 略)</p>	<p>第1条 各研究科に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科の教授、助教授又は講師(常勤)のうちから研究科長の委嘱した者 若干名</p> <p>第3条 (同 左)</p>
<p>京都大学学内掲示等規程 (昭和23年告示第第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>教育研究推進本部又は経営企画本部</u>に提出して許可を受けなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。  (後 略)</p>	<p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>本部の事務組織 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。</u>に提出して許可を受けなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p>
<p>京都大学学内集会規程 (昭和26年達示第第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>教育研究推進本部又は経営企画本部</u>を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。 継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。  (後 略)</p>	<p>(前 略)</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)</u>を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。 継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学学内団体規程 (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>教育研究推進本部</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認を受けなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。 (後略)</p>	<p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、<u>学生センター</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認を受けなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。 前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p>
<p>京都大学学生健康診断規程 (昭和29年達示第16号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 疾病その他の事由によつて前条の健康診断を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長又は所属研究科長(地球環境学舎にあつては学舎長。以下次条において同じ。)に届け出でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 疾病その他の事由によつて前条の健康診断を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長又は所属研究科長に届け出なければならない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (略)</p> <p>(定義) }</p> <p>第2条 }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学舎を含む。)、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 }</p> <p>(後略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (同左)</p> <p>(定義) }</p> <p>第2条 }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (定義) } (略) 第2条 } 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)</p> <p>4 } 5 } (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学寄附金事務取扱規程 (平成16年達示第99号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (定義) } (略) 第2条 } 2 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部及び経営企画本部</u>をいう。</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第3条 (略) (寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(教育研究推進本部及び経営企画本部)にあっては、総長。以下同じ。)に提出するものとする。 (後略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (定義) } (同左) 第2条 } 2 } 3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。))をいう。</p> <p>4 } 5 } (同左)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (定義) } (同左) 第2条 } 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。))並びに<u>本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条において同じ。))</u>をいう。 (受入れの条件)</p> <p>第3条 (同左) (寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(本部の事務組織)にあっては、総長。以下同じ。)に提出するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程 (平成16年達示第100号)</p> <p>(趣旨) }  第1条 (略)  (定義) }</p> <p>第2条 この規程において「寄附講座」とは、当該研究科(地球環境学堂を含む。以下同じ。)の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>2 } (略)  3 }</p> <p>(中略)  (寄附講座等の構成)</p> <p>第9条 } (略)  2 }</p> <p>3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座教員等」という。)は、特定有期雇用教員、有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。</p> <p>4 } (略)  5 }</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学安全衛生管理規程 (平成16年達示第118号)</p> <p>(前略)  (用語の定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)  (2) }</p> <p>(3) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第35号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用医療技術職員就業規則(平成17年達示第36号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)、国立大学法人京都大学外国人研究員</p>	<p>(趣旨) }  第1条 (同左)  (定義) }</p> <p>第2条 この規程において「寄附講座」とは、当該研究科の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を民間等からの寄附により賄うものをいう。</p> <p>2 } (同左)  3 }</p> <p>(寄附講座等の構成)</p> <p>第9条 } (同左)  2 }</p> <p>3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座教員等」という。)は、特定教員、有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。ただし、外国人については、組織規程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国人研究員として雇用することができる。</p> <p>4 } (同左)  5 }</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 } (同左)  (1) }  (2) }</p> <p>(3) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)、国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則(平成16年達示第75号)をいう。</p>

改 正 前	改 正 後																																																																
<p>就業規則（平成16年達示第75号）をいう。</p> <p>(4) 部局等 各研究科（地球環境学堂を含む。）各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>（中 略）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の区分</th> <th>衛生管理者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場</td> <td>部局等ごとに1人以上</td> </tr> <tr> <td>病院事業場</td> <td>6人以上</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場</td> <td>部局等ごとに1人以上</td> </tr> <tr> <td>桂事業場</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>大津事業場</td> <td>1人以上（衛生推進者をもって代えることができる。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）吉田事業場及び病院事業場の衛生管理者のうち1人は専任とする。</p> <p>別表第2（略）</p> <p>別表第3（第19条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の区分</th> <th>担当事務等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場衛生委員会</td> <td>施設・環境部</td> </tr> <tr> <td>病院事業場衛生委員会</td> <td>医学部附属病院事務部</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場衛生委員会</td> <td>宇治地区事務部</td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td>工学研究科事務部</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>原子炉実験所事務部</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場衛生委員会</td> <td>霊長類研究所事務部</td> </tr> <tr> <td>大津事業場衛生委員会</td> <td>理学研究科等事務部生態学研究センター事務掛</td> </tr> </tbody> </table> <p>（後 略）</p>	事業場の区分	衛生管理者の数	吉田事業場	部局等ごとに1人以上	病院事業場	6人以上	宇治事業場	部局等ごとに1人以上	桂事業場	2人以上	熊取事業場	1人以上	犬山事業場	1人以上	大津事業場	1人以上（衛生推進者をもって代えることができる。）	事業場衛生委員会の区分	担当事務等の名称	吉田事業場衛生委員会	施設・環境部	病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部	熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部	犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部	大津事業場衛生委員会	理学研究科等事務部生態学研究センター事務掛	<p>(4) 部局等 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の区分</th> <th>衛生管理者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇治事業場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桂事業場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊取事業場</td> <td>（同 左）</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津事業場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び桂事業場の衛生管理者のうち1人は専任とする。</p> <p>別表第2（同 左）</p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の区分</th> <th>担当事務等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場衛生委員会</td> <td>施設・環境部</td> </tr> <tr> <td>病院事業場衛生委員会</td> <td>医学部附属病院事務部</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場衛生委員会</td> <td>宇治地区事務部</td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td>工学研究科事務部</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>原子炉実験所事務部</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場衛生委員会</td> <td>霊長類研究所事務部</td> </tr> <tr> <td>大津事業場衛生委員会</td> <td>理学研究科事務部</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の区分	衛生管理者の数	吉田事業場		病院事業場		宇治事業場		桂事業場		熊取事業場	（同 左）	犬山事業場		大津事業場		事業場衛生委員会の区分	担当事務等の名称	吉田事業場衛生委員会	施設・環境部	病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部	熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部	犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部	大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部
事業場の区分	衛生管理者の数																																																																
吉田事業場	部局等ごとに1人以上																																																																
病院事業場	6人以上																																																																
宇治事業場	部局等ごとに1人以上																																																																
桂事業場	2人以上																																																																
熊取事業場	1人以上																																																																
犬山事業場	1人以上																																																																
大津事業場	1人以上（衛生推進者をもって代えることができる。）																																																																
事業場衛生委員会の区分	担当事務等の名称																																																																
吉田事業場衛生委員会	施設・環境部																																																																
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部																																																																
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部																																																																
桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部																																																																
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部																																																																
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部																																																																
大津事業場衛生委員会	理学研究科等事務部生態学研究センター事務掛																																																																
事業場の区分	衛生管理者の数																																																																
吉田事業場																																																																	
病院事業場																																																																	
宇治事業場																																																																	
桂事業場																																																																	
熊取事業場	（同 左）																																																																
犬山事業場																																																																	
大津事業場																																																																	
事業場衛生委員会の区分	担当事務等の名称																																																																
吉田事業場衛生委員会	施設・環境部																																																																
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部																																																																
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部																																																																
桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部																																																																
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部																																																																
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部																																																																
大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部																																																																

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学毒物及び劇物管理規程 (平成11年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 この規程において「部局」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)<u>各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)</u> <u>教育研究推進本部、経営企画本部及び医療技術短期大学部をいう。</u></p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)は、当該部局における毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 部局(各研究科(地球環境学堂を含む。)、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。))並びに<u>教育研究推進本部及び経営企画本部(全学共通施設を含む。))並びに医療技術短期大学部をいう。以下同じ。))</u>における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))<u>第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)</u> <u>本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。))</u>及び医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)は、当該部局における毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の管理を総括するとともに、毒劇物の管理に関し必要な指導及び啓発を行う。</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))<u>第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。)</u>並びに<u>本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるもの(全学共通施設を含む。))を1単位とするものをいう。以下この条において同じ。))</u>並びに医療技術短期大学部をいう。以下同じ。))における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長。以下同じ。)が管理するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程 (平成13年達示第20号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>研究・国際部長</u></p> <p>(5) } (略)</p> <p>2 } 3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (略) (定義) } 第2条 } 2 } 3 この規程において「部局等」とは、各研究科(地球環境学堂を含む。)、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節(第51条を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>教育研究推進本部及び経営企画本部並びに医療技術短期大学部</u>をいう。</p> <p>第3条 (略) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(教育研究推進本部及び経営企画本部にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2 } (略) 3 } 4 } (後 略)</p>	<p>第7条 } (同 左) (1)～(3) } (4) <u>研究推進部長</u> (5) } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 } (同 左) (定義) } 第2条 } 2 } 3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに<u>本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。)</u>並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>第3条 (同 左) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2 } (同 左) 3 } 4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学授業料、入学料免除等規程  (昭和53年達示第5号)  (前 略)  (授業料の免除等の出願手続)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)の長を経て、総長に願出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) }  2 } (略)  3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(授業料の免除等の出願手続)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願出しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) }  2 } (同 左)  3 }</p> <p>附 則  この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>